

議案第 2 4 号

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 1 年城陽市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行								改 正 後							
別表第 2（第 3 条—第 7 条関係）								別表第 2（第 3 条—第 7 条関係）							
地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの制限	容積率	建築率			建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの制限	容積率	建築率
略								略							
東 部 丘 陵 地 青 谷 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A 地区	(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 8 号までに掲げる建築物。ただし、当該地区内で就業する者のための寮及び託児所を除く。 (2)～(7) 略 (8) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの。ただし、当該地区内で就業する者等のために設置するものを除く。	5 0 0 m ² 。ただし、 <u>4 5 m</u>	<u>4 5 m</u>	—	—	—	東 部 丘 陵 地 青 谷 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A 地区	(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる建築物。ただし、 <u>保育所及び当該地区内で就業する者のための寮を除く。</u> (2)～(7) 略 (8) 店舗及び飲食店。ただし、当該地区内の施設を利用する者等のために設置するものを除く。	<u>5, 0 0 0 m²</u> 。ただし、 <u>6 0 m</u>	<u>6 0 m</u>	—	—	—

[illegible]

[illegible]

略	略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

宇治都市計画地区計画（東部丘陵地青谷地区）を都市計画変更したことに伴い、城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいのので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

建築基準法（抜粋）

（市町村の条例に基づく制限）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2～5

略

参考資料

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

市町村が定める都市計画決定の一つ「地区計画」は、建築基準法に基づき、条例にて地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることができる。

本市においては「城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を定めてその制限内容の担保を図っているが、「東部丘陵地青谷地区地区計画」を都市計画変更したことに合わせ、適正かつ合理的な土地利用を促す必要があることから、条例の一部改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日